

10月1日から

# 水道料金と公共下水道使用料を改定します

どうして改定するの？

## 水道料金

### ① 水道管の老朽化

また、計画的な下水道整備と施設機能の適正な維持管理を図るため、10月1日から公共下水道使用料を平均0・18パーセント引き上げます。

### ② 耐震性の不足

水道及び公共下水道事業は、引き続き安全・安心でおいしい水を皆さんにお届けするとともに、快適な生活環境の確保を目指し、さらなるコスト削減と経営の効率化に努めていきます。皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

### ③ 料金収入の減少

※水道料金・公共下水道使用料ともに、小口径（13〜25ミリメートル）かつ使用水量の少ない世帯の公平性を考慮し、基本水量は廃止します。



## 公共下水道使用料

### ① 下水道整備や老朽化した下水道施設の更新改築

管路や処理場などの維持管理には多額の費用が必要となります。

### ② 公共下水道使用料収入の減少

水需要減少に伴う公共下水道使用料収入の減少傾向が予想されます。

★基本水量…公衆衛生向上の観点から、生活で必要な一定程度の水の使用を促すことを目的に、基本料金に付与されているもの



▲過去の大規模な破損事例



▲破断した事例

詳しくはこちら



▲東部浄化センター

詳しくはこちら



いつから新料金になるの？

問合せ 上下水道営業課  
水道料金担当 ☎(67)2827  
下水道使用料担当 ☎(67)2828  
jougae-igyoun@div.city.fuji.  
shizuoka.jp

水道料金及び公共下水道使用料の請求月（奇数月または偶数月）は、お住まいの地区によって異なります。奇数月請求地区は令和6年の1月請求から新料金を適用します。偶数月請求地区は今年の12月請求（2か月分）のうち、後半の1か月分から新料金を適用します（3ページ下表「新料金適用の時期」参照）。

なお、新しい水道料金では、全国では162のうち24位、県内では7位の水道料金になる見込みです（口径13ミリメートルで20立方メートルを使用した場合）。

順位	市町村	都道府県	金額(円)
	富士市 (改定前)	静岡県	1,859
1	沼津市	静岡県	1,610
2	昭島市	東京都	1,628
	⋮		
22	豊川市、安城市	愛知県	2,200
24	富士市 (改定後)	静岡県	2,222
25	米子市	鳥取県	2,235
	⋮		
161	北見市	北海道	4,677
162	佐賀西部広域水道企業団(多久市)	佐賀県	4,950

※令和3年4月1日現在、全国の給水人口10～30万人未満（162事業）の水道料金。

# 1か月当たりの水道料金表（税込み）

（単位 円）

区分 呼び径	基本料金		従量料金（使用水量1㎡につき）		
	現行金額	改定金額	段階区分	現行料金	改定金額
13mm	979	1,232	使用水量10㎡までのもの	-	11.0
			使用水量10を超え20㎡までのもの	88.0	変更なし
20mm	1,562	1,815	使用水量20を超え50㎡までのもの	104.5	変更なし
			使用水量50を超え100㎡までのもの	121.1	変更なし
25mm	2,222	2,552	使用水量100㎡を超えるもの	132.0	変更なし
			使用水量20㎡までのもの	88.0	変更なし
30mm	2,618	3,311	使用水量20を超え50㎡までのもの	104.5	変更なし
40mm	5,060	6,226			
50mm	7,755	9,460	使用水量50を超え100㎡までのもの	121.0	変更なし
75mm	19,030	22,880			
100mm	33,660	40,480	使用水量100㎡を超えるもの	132.0	変更なし
150mm	58,630	70,400			

※口径13～25mmの基本水量10㎡は廃止。

# 水道料金

主に基本料金を見直します。また、家庭用の少量使用者への負担を考慮し、従量料金における小口径の10立方メートルまでの単価は、低く設定します。

新しい料金は今までとどこがちがうの？

# 1か月当たりの公共下水道使用料（税込み）

（単位 円）

区分		現行金額	改定金額
基本料金		1,430 (基本水量10㎡までを含む)	1,342 (基本水量廃止)
従量料金 (1㎡につき)	10㎡までのもの	-	11.0
	10を超え20㎡までのもの	121.0	変更なし
	20を超え30㎡までのもの	137.5	変更なし
	30を超え50㎡までのもの	148.5	変更なし
	50を超え100㎡までのもの	159.5	変更なし
	100を超え500㎡までのもの	170.5	変更なし
	500㎡を超えるもの	181.5	変更なし

主に基本料金を見直します。水道料金と同様に基本水量制を廃止し、従量料金において「排除汚水量10立方メートル以下のもの」を追加します。そのほかの従量料金については変更はありません。

# 公共下水道使用料

例

一般的な家庭（口径20mm、使用水量20㎡）の場合

現行 2,442円/月  
改定後 → 2,805円/月  
月額363円の増

+公共下水道使用の場合  
(20㎡を排除汚水量として計算)

現行 2,640円/月  
改定後 → 2,662円/月  
月額22円の増

※水道と下水道で月額合計385円の増となります。

改定した水道料金及び公共下水道使用料はこちら



# 新料金適用の時期

施行日  
(10月1日)

12月検針(10月中旬～12月中旬の水使用分)の令和6年1月請求分から新料金

	9月	10月	11月	12月	1月
奇数月請求地区	...	(11月請求)	12月検針 (1月請求)	...	...
偶数月請求地区	...	11月検針	(12月請求)	1月検針 (2月請求)	

11月検針（9月中旬～11月中旬の水使用分）の12月請求分は、後半1か月分から新料金

旧料金…  
新料金…